

(様式1)



報道資料

令和3年8月2日

1 件 名	山口市湯田温泉宿泊施設事業承継支援補助金交付要綱の制定について
2 内 容	令和3年5月31日公表の山口市新型コロナウイルス感染症経済対策（第9弾）で発表いたしました、本市の宿泊拠点である湯田温泉における宿泊受入機能の維持・確保に向けて、事業承継への支援について、下記の通り制度を創設いたしましたので、お知らせいたします。 記 件 名：山口市湯田温泉宿泊施設事業承継支援補助金交付要綱の制定 制 定 日：令和3年7月30日 支援対象：「(仮称) 山口市都市核づくりビジョン」に位置付ける湯田温泉ゾーンのうち「温泉街エリア」において、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に廃業した宿泊施設の事業を承継する事業者。 支援内容：①事業承継支援交付金 事業承継をした施設で事業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度間の各年度の固定資産税相当額を支援。 ②雇用支援交付金 事業承継をした施設における市内在住者の雇用に対し、常用従業員1人につき40万円（新規学卒者は50万円）、短期間従業員1人につき15万円を支援。 ※雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民が対象。
3 問い合わせ	山口市交流創造部観光交流課（担当：安村・波多野） Tel 083-934-2810

(仮称) 山口市都市後継ビジョン (令和3年2月19日
公表)

< 抜粋 >

1
2
3
4
5
6

湯田温泉ゾーンの取組



山口市湯田温泉宿泊施設事業承継支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の宿泊拠点形成を図る湯田温泉「温泉街エリア」において、宿泊機能の集積による誘客効果、経済波及効果に着目し、宿泊機能の維持及び集積を通じて、湯田温泉の都市ブランドとしての価値向上及び本市観光産業の下支えを図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症の影響等により宿泊事業を廃業した施設の事業承継を行う第三者に対して、予算の範囲内で交付する山口市湯田温泉宿泊施設事業承継支援補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を行う者
- (2) 事業承継 会社の経営権や資産など、事業に関する全てのものを前の経営者から引き継ぐこと。
- (3) 第三者 前の経営者以外の者（ただし、前の経営者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）を除く。
- (4) 従業員 事業者が常時雇用する従業員として雇用し、雇用の日から引き続き1年以上勤務している山口市の住民で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 常用従業員 事業を開始した日以後3年の間に雇用された従業員で、1日又は1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、当該事業所における通常のものである者をいう。

イ 短時間従業員 事業を開始した日以後1年の間に雇用された従業員で、1日又は1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される常用従業員の1日又は1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数に比して短い者をいう。

ウ 新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校を卒業後3年を経過するまでの間に事業者には雇用された者をいう。

- (5) 湯田温泉「温泉街エリア」 （仮称）山口都市核づくりビジョン素案（令和3年2月19日公表）において、温泉資源の活用による更なる観光、宿泊・保養拠点としての機能強化を図ることを位置づけているエリアをいう。

(交付金等)

第3条 市長は、第5条第1項の規定により指定した事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、次に掲げる交付金を予算の範囲内で交付することができる。

- (1) 事業承継支援交付金
- (2) 雇用支援交付金

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次に掲げる額以内とする。

- (1) 事業承継支援交付金の額は、事業承継をした施設での事業を開始（操業開始）した日以後、最初に固定資産税が賦課された年度（以下「基準年度」という。）における当該事業所の固定資産（以下「対象固定資産」という。）について、基準年度から3年度間の各年度の固定資産税の額に相当する額とする。
 - (2) 雇用支援交付金の額は、第7条の規定による指定の通知を受けた事業者が雇用した従業員のうち、常用従業員1人につき40万円（新規学卒者であるときは1人につき50万円）、短時間従業員1人につき15万円とする。
- 2 前項第1号の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業者の指定)

第5条 市長は、次に掲げる要件の全てに該当する者のうち、第1条に掲げる目的を達成するために適当と認めた者を第2条第1号の事業者として指定するものとする。

- (1) 本市の宿泊拠点である湯田温泉の温泉街エリアにおいて、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に廃業した宿泊施設の事業承継であること。
 - (2) 第三者であること。
 - (3) 事業承継後、1年以内に事業承継報告書（様式第1号）を市に提出していること。
 - (4) 事業承継後、原則3年以内に操業を開始すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
 - (5) 市税等の滞納がないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に指定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団員若しくは暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと。
- 2 市長は、前項の規定により事業者を指定する場合において、必要と認める条件を付すことができる。

(指定の申請)

第6条 前条第1項の規定による指定を受けようとする事業者は、承継した宿泊事業の操業を開始した日から1年以内に、事業承継支援措置指定申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(指定の通知)

第7条 市長は、第5条の規定により指定をした場合は、その旨を事業承継支援措置指定通知書(様式第3号)により、指定事業者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第8条 指定事業者は、当該指定に係る申請の内容を変更したときは、速やかに事業計画等変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした指定事業者に対し、指定について必要な条件を追加し、又は変更することができる。

(休止又は廃止の届出)

第9条 指定事業者は、事業を休止し、又は廃止したときは、その日から10日以内に事業休止(廃止)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 第5条に規定する指定の要件を欠くことになったとき。

(2) 第5条第2項又は第8条第2項に規定する条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正行為に指定を受けようとし、又は受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、指定事業者の指定を取り消したとき、又は本交付金の交付を受けた指定事業者が操業を開始した日から6年以内に宿泊事業を休止し、若しくは廃止したときは、本交付金の交付を停止し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(交付金の申請)

第11条 第3条に規定する交付金の交付を受けようとする指定事業者は、事業承継支援交付金交付申請書(様式第6号)、雇用支援交付金交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業承継支援交付金交付申請書は、事業承継支援交付金の交付対象となる各年

度の固定資産税の賦課された年度の翌年度内に提出しなければならない。

ただし、当該各年度の固定資産税の完納後とする。

3 第1項の雇用支援交付金交付申請書は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める期限までに提出しなければならない。

(1) 第2条第4号アに規定する常用従業員 従業員となった時期に応じて第4条第1項第1号に規定する基準年度の翌年度以降5箇年度の間で市長が定める各年度の末日

(2) 第2条第4号イに規定する短時間従業員 基準年度の翌年度の末日

(交付金の額の決定等)

第12条 市長は、指定事業者等から提出された前条第1項の交付申請書の内容を審査の上、交付する交付金の額を決定したときは、その旨を交付金交付決定通知書(様式第8号)により、当該指定事業者へ通知するものとする。

(交付金の請求)

第13条 前条の通知を受けた指定事業者は、交付金の請求をしようとするときは、市長に請求書を提出しなければならない。

(補足)

第15条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日(以下「施行日」という。)から施行する。